

(案)

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議並びに交通計画の実施に関し必要な協議及び連絡調整等を行うために設置する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を長崎県佐世保市八幡町1番10号に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 協議会の予算及び決算の承認に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第5条 会長は佐世保市長とする。

- 2 副会長は、委員となるべき者の中から、会長が指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(協議会の委員)

第6条 協議会の委員は、法第6条2項の規定に基づき、次にあげるものをもって構成する。

- (1) 佐世保市長、佐々町長及び長崎県地域振興部交通政策課長
- (2) 佐世保市長及び佐々町長が指名する職員
- (3) 関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

(4) 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他市長及び町長が必要と認める者

2 委員の任期は2年とするが、再任を妨げないものとする。

3 会長は、委員の他に必要があると認めるものについて、オブザーバーとして協議会の構成に加えることができる。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、構成員の過半数以上の出席により成立する。ただし、構成員がやむを得ず出席できない場合、委任状を提出することで、代理人の出席も認めることとする。

3 会議の議決方法は、その議決内容ごとに協議会で決定するものとする。ただし、公共交通事業者の経営に直接景況を及ぼすと判断されるもの、若しくはその可能性があるとし出があった場合には、議長は十分配慮に努めることとする。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第8条 会長は協議会を招集するいとまがないとき又は協議会の事業に係る軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の協議会に報告し、その承認を得なければならない。

(協議結果の尊重義務)

第9条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について、交通事業者間の協議又は調整をするため、協議会の中に幹事会を設置する。

2 幹事会は、佐世保市、佐々町、長崎県、公共交通事業者、公安委員会、関係行政機関で構成し、協議会の各委員が指名した者をもって構成する。

3 幹事会の会議は、佐世保市企画部長が召集し、議長となるものとする。また、運営については、第7条の規定は、幹事会の会議について準用する。

(事務局)

第11条 協議会の庶務の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、佐世保市に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、**佐世保市及び佐々町**の負担とする。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

(監査)

第16条 協議会に監査委員を2名置くものとする。

2 協議会の出納監査は、会長が指名した監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

附則 この規約は、平成26年8月28日から施行する。

附則 この規約は、平成27年6月29日から施行する。

附則 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規約は、令和5年5月30日から施行する。

なお、この規約の施行の際現に従前の佐世保市地域公共交通活性化協議会（以下、旧協議会という。）委員である者は、それぞれ施行日に佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会委員として委嘱され、又は任命された者とみなす。この場合において、その委嘱又は任命された者とみなされるものの任期は、従前の協議会委員としての任期の在任期間とする。

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程

平成26年8月28日制定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会規約第11条3項に基づき、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の財務処理及び庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、佐世保市企画部長をもって充てる。
- 3 事務局員は、佐世保市地域交通課長、地域交通課の職員及び佐世保市企画部長が指名した職員をもって充てる。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他、協議会運営に必要な契約の支出負担行為及び支出に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成26年8月28日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年6月29日から施行する。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年5月30日から施行する。

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会財務規程

平成26年8月28日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、**佐世保市・佐々町**地域公共交通活性化協議会規約第13条に基づき、**佐世保市・佐々町**地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、主に国からの補助金である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、**佐世保市、佐々町及び**交通事業者等の地域の負担をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、様式1の書式で毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、様式2によりこれを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(出納及び現金等の保管)

第4条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第5条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第6条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、様式3「歳入調定伺」及び様式4「支出負担行為書」「支出命令書」により行うものとする。なお、様式4の書式により予算整理簿を兼ねるものとする。

2 協議会の出納員は、前号に掲げるもののほか、必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、様式5により協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、**佐世保市・佐々町公共交通活性化協議会規約第16条**の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成26年8月28日から施行する。

ただし、協議会**の設置または変更があった**年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのはこの限りではない。

附 則 この規程は、平成27年6月29日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年5月30日から施行する。

(様式1)

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会
令和 年度収支予算書

(単位：円)

収入の部				
	本年度	前年度予算	前年度比較	摘要
計				

支出の部				
科目	本年度	前年度予算	前年度比較	摘要
報償費				
旅費				
需用費				
(消耗品費)				
(食糧費)				
(印刷製本費)				
役務費				
委託料				
計	0	0	0	

(様式2)

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会
令和 年度収支補正予算書

(単位：円)

収入の部(予算現額)				
	当初予算額	補正予算額	合計	摘要
計	0	0	0	

支出の部(予算現額)				
科目	当初予算額	補正予算額	合計	摘要
報償費				
旅費				
需用費				
(消耗品費)				
(食糧費)				
(印刷製本費)				
役務費				
委託料				
計	0	0	0	

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会 支出負担行為書

起票日 令和 年 月 日

会長	事務局長	事務局員	担当
----	------	------	----

下記の件について執行確認をお願いします。

予定金額											円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

件名	
相手方住所	
相手方氏名	

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会 支出命令書

命令日 令和 年 月 日

会長	事務局長	事務局員	事務局
----	------	------	-----

下記の金額を支払います。

予定金額											円
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

費目	
----	--

予算額		支出 済額		予定額		残額	
-----	--	----------	--	-----	--	----	--

(様式5)

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会
令和 年度収支決算書

(単位：円)

収入の部					
科目	現計予算	予算現額A	収入済額B	比較(B-A)	摘要
前期繰越金					
負担金					
雑収入					
計	0	0	0	0	

支出の部					
科目	現計予算	予算現額A	支出計B	比較(A-B)	摘要
報償費					
旅費					
需用費					
(消耗品費)					
(食糧費)					
(印刷製本費)					
役務費					
委託料					
計	0	0	0	0	

収入済額 0 - 支出済額 0 =

剰余金 0 円は 年度へ繰り越す。

佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務処理規程

平成26年8月28日制定

(趣旨)

第1条 この規程は佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会事務局規程第5条及び財務規程第8条に基づき、佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文書の取扱い)

第2条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、佐世保市において定められている文書の取扱いの例によるものとし、文書件名簿を備え付けるものとする。

(公印の取扱い)

第3条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表1のとおりとし、そのひな型は別表2のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、佐世保市において定められている公印の取扱いの例による。

別表1

名称	書体	寸法	用途	個数	管理者
佐世保市・佐々町地域公共交通活性化協議会会長之印	れい書	ミリメートル方25	申請、通知、許可、契約等に関する書類	1	協議会事務局長

別表2

議 会 会 長 之 印	交 通 活 性 化 協	々 町 地 域 公 共	佐 世 保 市 ・ 佐
----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------

(協議会委員及び幹事会委員への報酬)

第4条 国及び自治体職員を除いた協議会委員への報酬は「佐世保市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」別表に既定する「その他の付属機関委員の報酬額」に準じるものとして日額8,800円とする。

(準用)

第5条 事務処理規程及び財務規程に定めがなく事務処理に必要な事項については、佐世保市財務規則並びに佐世保市旅費条例、佐世保市旅費条例施行規則に準じ行うものとする。

附 則 この規程は、平成26年8月28日から施行する。

附 則 この規程は、令和5年5月30日から施行する。